



# 鳥取県公報

平成 22 年 7 月 27 日 (火)  
第 8 2 1 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の変更の届出 (463) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (464) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の指定 (465) (〃) . . . . . 2
◇ 労働委員会告示	労働委員会のあるせん員候補者の氏名、経歴等 (1) . . . . . 3
◇ 公 告	クリーニング師試験の実施 (くらしの安心推進課) . . . . . 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (子育て支援総室) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第463号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年7月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目8-7	アースサポート鳥取	鳥取市富安一丁目113	平成22年6月1日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目8-7	アースサポート鳥取	鳥取市富安一丁目113	平成22年6月1日

## 鳥取県告示第464号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年7月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
株式会社保健企画	鳥取市末広温泉町461	ひまわり薬局大森店	鳥取市西品治813-2	平成22年6月30日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
株式会社保健企画	鳥取市末広温泉町461	ひまわり薬局大森店	鳥取市西品治813-2	平成22年6月30日

## 鳥取県告示第465号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年7月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
とっとり福祉サービス有限会社	鳥取市行徳三丁目317	グループホーム ゆう	鳥取市佐治町古市8-2	認知症対応型共同生活介護	平成22年7月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター鳥取駅南	鳥取市宮長268-1	訪問入浴介護	〃
株式会社CKコーポレーション	鳥取市的場二丁目81	CKライフプラン	鳥取市的場二丁目81	福祉用具貸与	〃
〃	〃	〃	〃	特定福祉用具販売	〃
株式会社原商	松江市宍道町白石81-10	株式会社原商米子事業所	米子市夜見町2048	福祉用具貸与	〃
〃	〃	〃	〃	特定福祉用具販売	〃

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
とっとり福祉サービス有限会社	鳥取市行徳三丁目317	グループホーム ゆう	鳥取市佐治町古市8-2	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成22年7月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター鳥取駅南	鳥取市宮長268-1	介護予防訪問入浴介護	〃
株式会社CKコーポレーション	鳥取市的場二丁目81	CKライフプラン	鳥取市的場二丁目81	介護予防福祉用具貸与	〃
〃	〃	〃	〃	特定介護予防福祉用具販売	〃
株式会社原商	松江市宍道町白石81-10	株式会社原商米子事業所	米子市夜見町2048	介護予防福祉用具貸与	〃
〃	〃	〃	〃	特定介護予防福祉用具販売	〃

## 労 働 委 員 会 告 示

### 鳥取県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鳥取県労働委員会あつせん員候補者の氏名、関歴等を次のとおり告示する。

平成22年7月27日

鳥取県労働委員会会長 太 田 正 志

氏 名	住 所	現 職 等	委 嘱 年 月 日
相 澤 直 子	鳥取市	鳥取大学地域学部講師	平成21年5月11日
石 黒 豊	境港市	鳥取県労働委員会委員 元鳥取県議会議員	〃
太 田 正 志	米子市	鳥取県労働委員会委員（会長） 弁護士	〃
河 本 充 弘	鳥取市	鳥取県労働委員会委員（会長代理） 弁護士	〃
長 井 いずみ	〃	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 税理士	〃
濱 田 由紀子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
松 田 道 昭	東伯郡	元鳥取県議会議員	〃
吉 谷 康 子	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 鳥取家庭裁判所家事調停委員 税理士	〃
五十嵐 美知義	〃	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	〃
池 内 保 子	〃	鳥取県労働委員会委員 元日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会 事務局長	〃
小 椋 昌 美	東伯郡	日圧スーパーテクノロジーズ労働組合執行委員長	〃
竹 内 篤 子	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 元全国労働者共済生活協同組合連合会鳥取県本部 職員	〃
竹 内 克 徳	〃	鳥取県労働委員会委員 鳥取三洋電機労働組合執行委員長	〃
田 中 穂	東伯郡	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長	〃
田 村 直 人	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 UIゼンセン同盟鳥取県支部長	〃
本 川 博 孝	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 全日本自治団体労働組合鳥取県本部執行委員長	〃
稲 井 幾 子	〃	鳥取県労働委員会委員 株式会社いない取締役副社長	〃
奥 村 政 子	米子市	鳥取県労働委員会委員 協同組合やよいデパート理事・管理部部長	平成22年6月23日
川 口 眞佐子	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 株式会社川口義治商店常務取締役	平成21年5月11日

木 下 辰太郎	米子市	親和商事株式会社代表取締役社長	〃
千 原 達 郎	〃	米子商工会議所専務理事	〃
能 登 克 浩	倉吉市	倉吉商工会議所専務理事	〃
宮 城 定 幸	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 社団法人鳥取県経営者協会専務理事	〃
山 本 智 通	米子市	鳥取県労働委員会委員 境港海陸運送株式会社顧問	〃
竹 本 英 雄	鳥取市	鳥取県労働委員会事務局長	平成14年4月1日
安 本 俊 夫	〃	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	平成22年4月1日

## 公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成22年7月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	平成22年10月14日（木）	午前9時30分から午前11時10分まで
実 地 試 験	平成22年10月14日（木）	午前11時30分から

### 2 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 第22会議室及び第33会議室

### 3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
  - ア 衛生法規に関する知識
  - イ 公衆衛生に関する知識
  - ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
  - ア 洗濯物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）
  - イ 洗濯物の処理に関する技能（アイロン仕上げ）
- (4) 試験には、次のものを持参しなければならない。

受験通知書及び筆記用具

### 4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされるものを含む。）であること。

### 5 受験手続

#### (1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

- ア 履歴書（日本工業規格によるもの）
- イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4センチメートル横3センチメートルのものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

(2) 受付期間

平成22年8月16日（月）から同年9月3日（金）まで（日曜日及び土曜日を除くものとし、郵便等により提出する場合は、同年9月3日（金）までの消印（これに相当するものを含む。）のあるものに限り受け付ける。）

(3) 提出先等

県内に居住する者は、住所地を所管する各総合事務所生活環境局、県外に居住する者は、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は書留郵便又は信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）によること。

鳥取県東部総合事務所生活環境局（〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176）

鳥取県中部総合事務所生活環境局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所生活環境局（〒683-0054 米子市糺町一丁目160）

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

7 合格者の発表

(1) 発表日 平成22年10月25日（月）

(2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

8 その他

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 受験者は、試験当日午前9時30分までに試験会場に集合すること。

(3) 試験開始後30分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。

(4) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていたり、証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(5) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（電話0857-26-7185）又は所管の各総合事務所生活環境局に照会すること。

(6) 郵便等により願書を請求する場合は、80円切手をはった返信用封筒を同封すること。

(7) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。

この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に受験通知書を持参の上、その旨を申し出ること。

---

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年7月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

## (1) 業務の名称及び数量

子育て王国とっとり建国記念イベント支援業務委託 一式

## (2) 業務の仕様

入札説明書による。

## (3) 履行期限

契約締結の日から平成22年9月24日まで

## (4) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がイベント・広告・企画のイベント企画・運営に登録されている者であること。

なお、この入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年8月4日（水）午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

## (3) 平成22年7月27日（火）から同年8月20日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部子育て支援総室子育て応援室

## 4 入札手続等

## (1) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

## (2) 入札に関する書類又は業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部子育て支援総室子育て応援室

電話 0857-26-7148

電子メール kosodate@pref.tottori.jp

## (3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、平成22年7月27日（火）から同年8月10日（火）までの間に、インターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/itakukoukoku>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

## ア 交付期間及び交付時間

平成22年7月27日（火）から同年8月10日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

## イ 交付場所

(2)に同じ。

## (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(2)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成22年8月20日（金）午後2時（郵便等による入札書の受領期限は、同月19日（木）午後5時までとする。）

鳥取県庁第二庁舎第32会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(2)の場所に平成22年8月10日（火）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。